『医療の消費税問題と日本医師会の考え方』

説明メモ

※ 社会保険診療と消費税問題について、基本的な仕組みや実態等についての詳細は、 消費税パンフレット『今こそ考えよう 医療における消費税問題 第2版』をご参照ください。 (日医HPに掲載→ URL)

H25.8.23

ページ	説明
1	医療の消費背問題について、地域医療の継続を支える税制という観点から、I社会保険診療と消費税問題、Ⅱ社会保険診療が課税化された場合の小規模の診療所に対する自負旦軽減措置として簡易課税制度と所得税の概算経費の特例、Ⅲ消費税率10%引き上げ時の自由診療の税率、この3点が重要なポイントになると日医は考えています。
2	まず、I 社会保険診療と消費税問題について。
3	社会保険診療が消費税非課税制度について、患者・国民の視点からみた主な問題点は、2点あります。
4	社会保険診療が消費税非課税制度について、医療機関の視点からみた主な問題点は、4点あります。
5	日医の実態調査では、社会保険診療報酬の2.2%に相当する控除対象外消費税が発生しており、病院、有床診療所、無床診療所で、パーセンテージに有意な差は認められていません。
6	日医の実態調査では、病床規模が大きい病院ほど、負担割合が高くなる傾向がみられます。
7	仕入に係る消費税の負担は医療機関によって異なります。医療機関の費用構造 は多様であり、こうした個別性を考慮した仕組みが必要です。
8	負担割合の多寡による階層化をしてみると、控除対象外消費税のうち、「設備 投資から生じる部分」が最大の変動要因であり、それは、ごく一部の医療機関 に集中しています。
9	さて、控除対象外消費税の問題に対して、過去において、診療報酬に消費税分として、平成元年に0.76%、平成9年に0.77%、の合わせて1.53%の上乗せがされ、これで解決済みとされてきました。

ページ	説明
10	そこで、さきほどみた診療報酬への上乗せを再度確認します。 実は、その上乗せ分の一部については、なくなってしまった可能性が高いのです。 すなわち、診療報酬本体に上乗せされた 0.43%(平成元年 0.11%、平成 9年 0.32%)は、その後の改定で検証されていないため、行方がわかりません。 そもそも、上乗せされた項目は数千ある診療項目のうち、合計 36項目に過ぎず、しかもその 36項目の多くが、その後の改定で、包括、項目自体消滅、点数引き下げが行われています
11	36項目の改定経緯②です。
12	3 6 項目の改定経緯③です。
13	薬価算定上、消費税分を含めて薬価が決まる仕組みとなっています。特定保険 医療材料も同様です。
14	しかし、薬価への補填についても個々の医療機関の間に大きな不公平が生じて おり、重大な不合理が生じています。決して、診療報酬本体への上乗せだけが 問題なのではありません。
15	社会保険診療報酬等収益の2.2%を負担しているるのに対して、診療報酬への上乗せは1.53%に過ぎず、その差0.67%が補填不足として医療機関の負担となっています。 また、非課税といいながら、1.53%は、保険料、本人負担、公費で負担しており、非常な不透明な仕組みといえます。
16	医師優遇税制といわれている、事業税特例や四段階制の減税規模と比較した資料です。 消費税負担額は、特例措置の減税規模の合計額よりもはるかに大きなものと
17	日本医師会の平成26年度税制改正要望では、「社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を仕入税額控除が可能な課税制度に改めること。その際、ゼロ税率・軽減税率を適用するなど患者負担を増やさない制度に改善。」を掲げています。 「ゼロ税率」「軽減税率」「軽減税率」「普通税率&給付付税額控除」などの選択肢を含めた要望になっています。 日医は、従前は、「ゼロ税率」ないし「軽減税率」による解決を求めて参りましたが、民主党を中心とする政権が発足した後は、政府から「複数税率」に否定的な方針が示されたのを受けて、より幅広い構えをとっています。なお、平成24年8月10日成立の消費税増税法では、3党合意に基づき、軽減税率も検討対象とすることとされました。 ゼロ税率が最も理想的な解決策であると考えていますが、消費税をどのように制度設計するかは、医療界の要請のみで決まるものではありません。「仕入税額控除が可能な課税制度」で、かつ「患者負担を増やさない制度」という条件を満たすよう、具体的な解決策は政府で国民の納得のいくかたちでお決めい

ページ	説明
18	消費税率8%引き上げ時の要望です。 改正法において、消費税率8%引上げ時は、医療保険制度の中で手当てすることとされました。 この手当について、10%引上げ時における抜本的な解決を前提として、消費税負担の検証結果に基づき、通常の診療報酬改定とは別立てで、消費税増収による財源で行い、従前(特定の項目に偏った上乗せ)とは異なる適切な方法による改善を要望してまいります。
19	消費税率10引き上げ時は、待ったなしで抜本的解決を求めてまいります。 患者負担・国民負担・保険者負担を増やすことなく、仕入税額控除が可能となるゼロ税率などによる課税制度の実現を要望します。 中医協消費税分科会においても、支払側委員も含めて、現行制度はあまりにも不合理であり、透明化のため課税制度への転換が必要との認識が共有されています。 なお、食料品など生活必需品に対する軽減税率とは、政策目的を異にすることから、分けて検討すべきです。
20	社会保険診療が課税化された場合の小規模の診療所に対する自負旦軽減措置として、まず簡易課税制度について説明します。
21	簡易課税制度の概要です。
22	消費税の簡易課税制度は中小事業者の事務負担軽減措置として設けられた制度 のひとつであり、小規模医療機関にとっても必要性の高いものであることか ら、その見直しは慎重に行うことが必要です。
23	所得税における四段階の概算経費の特例についても、簡易課税制度と同様に小 規模医療機関の事務負担軽減を目的する制度です。
24	四段階制の概要です。 平成25年度税制改正で、「その年の医業収入が7千万円超の場合は適用対象から除外」という要件が追加されました。
25	四段階制の利用状況について日医の調査結果です。
26	消費税の課税転換と四段階制の関係について述べています。
27	日医は、四段階制について、小規模医療機関の事務負担軽減という本来制度趣旨に則ったかたち存続を要望します。
28	消費税率10%引き上げ時に低所得者対策として軽減税率の導入が検討されていますが、自由診療についてこのように考えます。

ページ	説明
29	自由診療等には、予防接種や法令に基づく健診など公益性の高い項目が多く含まれており、また、EU諸国においても自由診療等が医薬品と同様に軽減税率とされていることから、本来は社会政策上の観点から、軽減税率課税とすることを要望します。
30	主要国における付加価値税と社会保険診療等の概要。